

熊本県保育協議会会則

(名称)

第1条 この会は、熊本県保育協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、熊本市中央区南千反畑町3番7号 社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）内におく。

(目的)

第3条 本会は、児童福祉の理念に則り、県内公私立保育所等の円滑な運営を図ることを目的として組織する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 保育事業の推進についての総合調整に関すること。
- (2) 保育所等運営の円滑化に関すること。
- (3) 保育所等職員の資質向上に関すること。
- (4) 保育内容及び技術の向上に関すること。
- (5) その他の保育事業の推進に必要なこと。

(会員)

第5条 本会は、県内郡市の保育組織（地区保育団体）をもって構成されており、地区保育団体の会員で熊本県社会福祉協議会の会員である下記の施設及び職員をもって会員の対象とする。

- (1) 認可保育所
- (2) 認定こども園（幼保連携型、保育所型に限る）
- (3) 小規模保育事業（A型に限る）
- (4) 各施設の職員

2 新規加入については、当該施設の所在する地区の理事からの推薦をもって理事会において承認する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 4名以内（会長・副会長・専務理事含む）
- (5) 監事 2名

- 2 会長は、理事会において理事の中から選出し、総会の承認を受ける。
- 3 副会長及び専務理事は、理事会にはかり理事の中から会長が委嘱する。
- 4 会長、副会長、専務理事、各委員会の長及び保育士会より2名を常任理事とする。
- 5 理事は、別表に基づき選出された者とする。
- 6 監事は、理事会において会員の中から選出し、総会の承認を受ける。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3 専務理事は、常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。
- 5 常任理事は、常任理事会を組織し、会務の企画運営にあたる。
- 6 監事は、会の業務執行及び財産の状況について監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任することができる。ただし、会長は3期以内とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(常任理事会)

第9条 常任理事会は、会長が必要と認めたとき招集し、その議長となり、次の事項を協議する。また、常任理事の承認を得たうえで、理事及び会員の中から常任理事会への参加を要請することができる。

- (1) 事業の企画運営に関する事項
- (2) 理事会に付議する事項
- (3) その他緊急を要する事項

(理事会)

第10条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、理事の3分の1以上から議案を示して理事会の招集を要請されたときは、すみやかに招集しなければならない。

- 2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ成立しない。ただし委任状を提出した理事は出席者とみなす。
- 3 理事会の決定は、出席者(委任状は除く)の2分の1以上で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 緊急の必要がある場合又は軽微な事項については、会長は書面による賛否を求めて理事会の議決に代えることができる。

5 理事会の議長は、会長があたり、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画並びに事業報告に関する事項
- (2) 収入・支出予算並びに決算に関する事項
- (3) 会則及び諸規程の制定・改廃に関する事項
- (4) 会長、監事の選出に関する事項
- (5) 会費、その他会員の負担となるべき事項
- (6) その他会の運営に関する重要な事項

(総会)

第11条 総会は、本会の最高決議機関であって、代議員をもって構成する。

2 総会は、年1回以上開催するものとし、会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めたとき、又は会員の2分の1以上から要求があったときは、速やかに召集しなければならない。

3 代議員は、各保育所等より、1名とする。

4 総会は、代議員の過半数の出席がなければ成立しない。ただし、委任状を提出した代議員は出席者とみなす。

5 総会の決議は、出席者（委任状は除く）の2分の1以上で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

6 総会は、総会で選出された議長が運営する。

7 緊急動議の採択は、議長の裁量による。

8 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画並びに事業報告に関する事項
- (2) 歳入・歳出予算並びに決算に関する事項
- (3) 会則の改廃に関する事項
- (4) 役員承認に関する事項
- (5) その他理事会から付議された事項

(議事録)

第12条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事及び代議員の現在数
- (3) 出席理事及び代議員の氏名
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事又は代議員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(保育士会及び委員会)

第13条 本会に保育士会及び次の委員会を置く。

(1) 総務委員会

(2) 研修委員会

(3) 広報IT委員会

2 保育士会及び委員会に関する規程は別に定める。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問には、会員である会長経験者及びその他の者をもってあて、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見等を具申することができる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第16条 本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費)

第17条 本会の会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費に関する規程は、別に定める。

(事務局)

第18条 本会に事務を処理するため事務局を置くことができる。

2 事務局に事務局長1名を置き、会長が任免する。

(事務の委託)

第19条 本会の事務は、協定により県社協に委託することができる。

2 本会の事務処理については、別に定めるもののほか、県社協の例による。

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

- 1 本会則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本会則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 本会則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 本会則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 本会則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 本会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 本会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 本会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 本会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 本会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

〔別表〕

保育協議会 理事構成表

園数：令和7年4月1日現在

区分	郡市名	会員保育所(園)数			理事定数		理事数
		公立	私立	合計	公立	私立	
熊本市地区	熊本市	19	0	19	1		1
玉名地区	玉名市	3	9				
	玉名郡	1	8	26	4~5		4
	荒尾市	1	4				
山鹿地区	山鹿市	4	17	21	2~3		2
菊池地区	菊池市	2	19				
	菊池郡	3	4	52	5~6		6
	合志市	0	24				
阿蘇地区	阿蘇市	4	8				
	阿蘇郡	12	1	25	2~3		3
上益城地区	上益城郡	12	23	35	2~3		3
宇城地区	宇土市	0	8				
	宇城市	0	19	31	3~4		3
	下益城郡	0	4				
八代地区	八代市	8	44				
	八代郡	0	6	58	5~6		5
芦北地区	水俣市	0	8				
	芦北郡	0	8	16	2~3		2
球磨地区	人吉市	0	13				
	球磨郡	2	31	46	3~4		3
天草地区	天草市	1	36				
	上天草市	2	12	57	7~8		7
	天草郡	0	6				
会長推薦	会員の中から会長が推薦した理事				1~2		1~2
小計		74	312	386	37~48		最大41以内
保育士会	保育士部会				2		2
	給食部会				1		1
合計				386	40~51		最大44以内